

ないため、この坪は少なくとも一町占地であったと考えられる。池状遺構SG五〇一は埋め立てられ、北東隅に集石遺構SX五〇二が造られる。調査区北東部ではL字の素掘り溝SD五〇四・五〇五が掘削され、SB五〇〇の東側には楕円形土坑SK五〇三が掘られる。

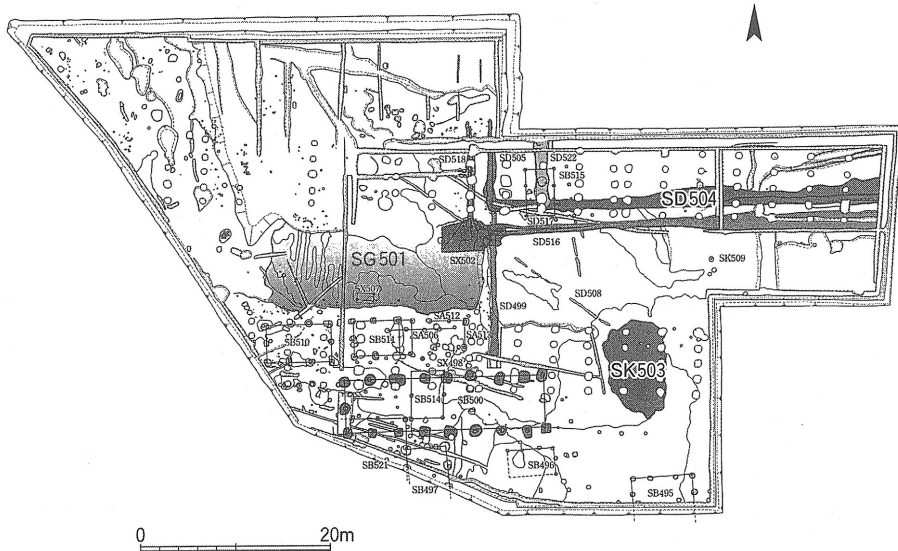
木簡は、SG五〇一から一二三四一点（うち削屑一二五一点、SK五〇三から一五一点（うち削屑七〇点）、SD五〇四から一点、中世以降の沼沢地から一二三点（うち削屑六四点）が出土した。合計すると一二四八〇点（うち削屑二二五一点）にも達し、藤原宮・京跡で出土した木簡群としては最多である。

SG五〇一は、東西二三m南北一〇m以上の浅い池状の遺構で、坪の中心近くに南岸をそろえる。C期には木簡を含む大量の木屑によつて埋め立てられる。その厚さは五〜一〇cmで、木簡は中央部の約六m四方の範囲に特に集中する。

SK五〇三は、南北一〇m東西六mの浅い土坑である。

SD五〇四は、東方向に幅を広げる素掘り溝で、東端部では幅約二m深さ約一〇cmである。木簡はその上層から出土しているが、わずかな墨痕しかなく、釈読できない。

中世以降の沼沢地は、調査区の北東から北部を中心に広がっており、部分的に窪み状となっている。これら中世堆積層のなかにも木簡が含まれていたが、内容などから古代のものとみられる。SG五〇一・SK五〇三から流されたものが多数含まれている。



第115次調査遺構図

8 木簡の积文・内容

池状遺構SG501

- (1) ・「御名部内親王宮
 ・「太寶 (142)×(35)×5 081*
- (2) ・「養宿祢道代給」五
 ・「紐カ」
 ・太寶 元 十一月□□□□
 126×21×3 065
- (3) ・「石川宮出椽一石糸一斤
 ・「。大寶二年八月十三日 書吏進大初位下
 (230)×34×3 019*
- (4) ・「石川
 ・「太寶 (36)×24×4 019
- (5) ・「石川」
 ・「宮カ」
 □□□□□□□□
 (82)×24×2 019
- (6) 衣縫王□□□□□□□□
 ・「給カ」
 □□□□□□□□
 (225)×(29)×3 081
- (7) 「海カ」
 □□語宮門 (125)×29×2 081
- (8) 「>矢作宮門円一枚」 116×20×3 032
- (9) ・「>道守御門」
 ・「丈カ」
 ・「マ麻呂」 138×29×4 033
- (10) 宮人奉 (75)×24×1 081
- (11) マ皇子宮遣□□ 091
- (12) ・「皇太妃宮職解 □□
 ・「持人秦万呂カ」
 ・「門」□□□□□□□□
 ・「中務省出」太寶 (174)×29×4 019*
- (13) ・「太妃宮職解カ」
 ・「×」□□□□□□□□
 ・「太寶二年 (200)×(17)×5 081
 ・「門カ」□□□□□□□□
- (14) ・「画工司解今加画師十人分布七端□□四両并二品」
 ・「受志太連五百瀬 佐伯門 今持退人使部和尔積木万呂」
 ・「中務省」出「移カ」 295×29×5 011

- (15) ・「内蔵寮解 門傍 紵二〇 ……銀五兩二文布三尋分」
布十一端
- ・「羅二匹直 銀十一兩分糸廿二〇 ……蔵忌寸相茂。佐伯門」
「中務省移」
(155+102)×21×5 011*
- (16) ・「。内蔵寮解 門×」
・「五斤出猪」
「使カ」×
130×36×2 051
- (17) ・「宮内省移 価糸四〇」
・「太寶二年八月五日少」
「中務省移」
「宜耳」
「勸カ」
270×55×3 051
- (18) ・「白錦殿作司」
・「屋部門持」
「出カ」
「日」
(139)×24×3 019*
- (19) ・「使」
「部カ」
「請」
「籠カ」
「中務省移」
(145)×21×7 019
- (20) ・「練遣絶二匹 出人榎本連安比止」
・「嬬王山マ二門」
・「位」
「下」
「大庭造男球」
「中務省」
(212)×33×5 019(015)

- (21) ・「持出人草原首廣末呂」
「門」
「伯カ」
- (22) 「三月四日」
「時」
「申カ」
「」
159×12×6 011
- (23) 「本位進大老 今追従八位下 山マ宿祢乎夜」
冠
215×28×6 011
- (24) 「海犬甘」
(175)×23×11 015
- (25) ・「但波少初位佐伯連法師 桑田」
・「但波」
「」
206×23×4 011
- (26) 「十一月カ」
「廿三日」
「波多カ」
「官六日」
八「使廿一日」
并廿七日
大伴使日廿二「官四日」
并廿六日
180×24×3 011
- (27) ・「八月一日 佐伯造正月 山」
・「山マ造万呂 同」
(161)×21×2 019

- (59) □ 月逐陳歸忌^(陣)
 主主
 主寸
 (128)×(19)×3 081
- (60) 謹 白 白
 乃使万^[地方]
 (118)×(22)×4 081
- 土坑SK五〇三
- (61) ^[府]出^[物カ]
 (116)×36×4 019
- (62) □□□□□□□□□□^[倭カ] 斗米二斗
 □□マ^[倭カ] 稻手養物米三斗干秦一古^[糲カ]
 (191)×(23)×3 081
- (63) □ 呂 久米末呂^[口カ]
 (144)×20×5 019
- (64) □ 宇治マ忍^[口カ]
 (160)×15×5 081
- (65) □ 阿麻卅二
 (88)×(23)×3 081
- (66) □□□□□□□□^[口カ]
 鮑三ツ良^[口カ]
 (120)×22×4 019
- (67) ^[物カ]部^[具カ]甘横田^[具カ]
 (128)×20×3 039
- (68) 「弓矢」
 48×16×2 022
- (69) 白白 次 児 光 光
 (154)×9×4 019
- 中世堆積層
- (70) 恐^[口カ]
 安曇牛 六月廿八日
 (199)×23×5 081
- (71) ^[木カ]マ門^[鳥カ] 猪使門^[鳥カ]
 (133)×27×4 019
- (72) 大伴マ^[鳥カ] 右十
 (167)×(15)×3 081
- (73) × 伯宿祢黒麻呂^[口カ]
 (163)×19×3 019
- (74) 「四尺三寸 味八間王」
 141×12×4 033
- (75) 常陸^[口カ]
 新治^[口カ]
 (56)×14×3 039
- (76) 而時習
 091

池状遺構SG五〇一出土の木簡は、衛門府に関わるものが大半を占める。年紀も、(41)の「×子年」(庚子年か。文武四年(七〇〇))、(48)の「丙申年」(持統一〇年(六九六))、(46)(48)(49)のような評制下の木簡など、七世紀末のものもわずかながら含まれるが、大宝元年(七〇一)・二年に集中しており、きわめて一括性の高い資料群である。

(1)~(11)は、皇族や貴族の名前を記した木簡である。(1)は二片からなるが、下片は削屑状を呈するという珍しい事例。「御名部内親王」は天智天皇の皇女。高市皇子の妃、長屋王の母である。(2)の「道代」は県大養三千代。藤原不比等の妻となり、大宝元年には安宿媛(後の光明皇后)を出産している。「三千代給」と書かれた木簡は、藤原宮の東大溝SD一〇五からも出土している(奈良県教育委員会編『藤原宮』一九六九年)。(3)~(5)の「石川(宮)」は、飛鳥池遺跡の南地区から出土した木簡・墨書土器にもみられる(本誌第一四号)。(3)にみえる書史に大少の区別がないので、三品・四品の親王・内親王、もしくは三位の諸王に関わるものと想定できるが、特定には至っていない。「進大初位下」は、天武一四年(六八五)冠位制から大宝令官位制へ切り替える際、新旧の対応関係を示すためのもので、大宝初年に特有の位階表記方法である。同様の表記をとる木簡が多数出土しており⁽²³⁾⁽²⁹⁾など、木簡群の年代を考える重要な手がかりとなる。(6)の「衣縫王」は持統七年に藤原京の造京司であった人物(『日本書紀』同年二月己巳条)。(7)~(9)の「宮門」「御門」は、

尊称表現とみるのが妥当であろう。(8)(9)は切り込みをもつ付札の形状をとる。「矢作宮門」「道守御門」は物資の送り先と考えられる。(11)は「皇子宮」とあるから七世紀の木簡であろう。(10)(11)には、「宮入奉」「遣」「皇子宮」など、左京七条一坊東南坪で出土した木簡と共通する文言がみえる点も注意される。(1)~(11)の性格は後述する。

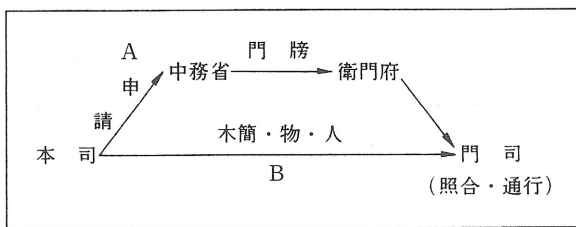
(12)~(21)は門勝木簡である。(15)は「門傍」と表記するが、「門傍」の意とみて間違いない。(12)(13)の皇太妃は、文武天皇の母である阿閉皇女を指す。草壁皇子の妃で、後の元明天皇である。(14)の「和尔積」氏は、『日本書紀』天武五年四月辛丑条にみえる「鰐積」のことであろう。(15)は直接接続はしないが、木簡の形状や書体・内容などから同一簡と判断した。大宝初年頃、銀が貨幣的に使用されたことを示す重要な史料である。(18)の「白錦殿作司」は、『日本書紀』天武一四年一月戊申条にみえる「白錦後苑」との関連が注目される。「屋部門」は、桓武天皇(山部親王)の即位を期待した童歌に「野倍能佐賀」(屋部の坂)がみえる(『日本後紀』大同元年(八〇六)四月庚午条)ことなどを参考にすれば、藤原宮の東面北門にあたる「山部門」と考えるべきであろう。白錦後苑については、近年発掘された飛鳥京跡苑池遺構に該当するとする説が有力である。だが藤原宮と苑池遺構との往来には、位置関係から藤原宮南面の諸門もしくは東面南門を通過する方が相応しいだけに、検討の余地を残す。⁽²⁰⁾は〇一五型式の木簡を天地逆にして門勝木簡に転用している。

門勝が必要とされたのは、十事以上の兵器を宮城門を越えて搬入・搬出する際（官衛令儀仗軍器条）と、物資一般を宮外に搬出する際（同諸門出物条）である。今回出土した木簡は後者と関係が深い。今泉隆雄「門勝制・門籍制と木簡」〔古代木簡の研究〕吉川弘文館、一九九八年）に従って、その仕組みを述べれば次のとおりである。

まず物資を運搬する官司は中務省に門勝を請う。すると中務省は門勝を衛門府に対して発給する。そして門勝は通行を指定された門の門司に付される。一方、物資の運搬にあたる官司は、門司宛の木簡を作成する。運搬者は物資とともにこの木簡を携帯して指定された門に赴き、木簡を門司に渡す。門司は門勝とその人の携帯してきた木簡・物資を照合し、誤りがなければ通行を許可する（下図）。

(12) (21)は、本来は物資の搬出にあたる官司から中務省に宛てられた申請文書であり、宮外へ搬出する物資とその数量、通過する宮城門号、運搬にあたる者の名前などが記されている。別筆で「中務省移出」といった文言が書き加えられているが、これは物資の搬出にあたる官司からの申請に対して、中務省が行なった決裁の文言であろう。中務省による決裁を経た上で、衛門府に転送され、門司に付されたと理解できる。換言すれば、本司からの申請文書それ自体が、中務省の決裁を経ることによって、門勝に転化したわけである（以下、A木簡）。

こうして門司にもたらされたA木簡は、運搬者の持参してきた別



門勝制の仕組み

の木簡（左図のBの流れに関わる木簡。以下、B木簡）と照合された。照合後のA木簡の行方であるが、今回出土した木簡には種々の門号が書かれているため、特定の門司によって廃棄されたとは考えがたい。A木簡は各門から衛門府本司に回収されたこととみるのが妥当であろう。A木簡がSG五〇一から一括して出土したことは、この近辺に衛門府の本司が置かれていた可能性を示唆している。

ところで、今回出土した木簡群のなかに、B木簡は含まれていない。たとえば、市で糸を売却するために叡王門・猪使門を通過することを求めた木簡（『藤原宮木簡』一、一号）が、北面中門の東一五mにある土坑から出土したように、B木簡は宮城門の近辺で出土するという特徴がある。おそらく、宮城門での照合が終了した後、その場でB木簡は廃棄されたのであろう。一方、A木簡は今のところ宮城門の周辺では出土していない。A木簡がその場で廃棄されなかったのは、後日の計会などに備えて、門司から衛門府本司に持ち帰ったためだと推測できる。

以上の点を踏まえた上で、改めて(1)～

(11)の性格を考えたい。前述のように、宮内から物資を外に搬出する際には、厳正な管理を行なうために門勝制が適用されたが、こと別勅賜物に限ってはその適用外であった。(1)～(11)の多くは物資の賜与に関わる内容を持ち、また皇族の事例が多いことから、別勅賜物の送り状として機能した可能性が考えられよう。(2)(6)には「給」とあり、物品を賜与する旨を記しているが、これが二次的に送り状として機能することは十分にあり得る。(3)は書史が署名しているため「石川宮出す」と読めるが、石川宮が藤原宮内で賜わった別勅賜物（おそらく自身の邸宅に）搬出する際の送り状ではなからうか。

この種の木簡は送り先で廃棄されるのが通常であるが、今回の場合は、さまざまな宛先のものが一括出土しているので、そのようには理解できない。

(12)～(21)の門勝木簡と異なり、(1)～(11)には宮城門の名前が記されており、中務省による決裁文言もみられない。この点については、対象となる物資が別勅賜物であったため、門勝制が適用されなかったことによると理解できる。これらが衛門府にもたらされたのは、門勝制の適用外であったため、A木簡に該当する文書が作成されなかったことと関係するのではなからうか。

(1)～(21)のなかには、上端もしくは下端に穿孔が施されたものがあり、一定期間整理して保管されていたことがわかる。また、大半は廃棄に伴う二次的処理がなされ、原形をとどめていない。釈文に掲

げたもの以外にも、各種門号や「皇太妃」「門傍」「持出」「中務省出」「大宝元年」「大宝二年」などと記す小断片や削屑が出土しており、この種の木簡に由来する可能性が高いといえる。

(22)には「申時」という時刻が記されている。よく似た記載のある木簡が、藤原宮北面中門（猪使門）前の外濠SD一四五（藤原宮木簡一、二四号）、同東面北門（山部門）前の外濠SD一七〇から出土している（飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報）五。これらの木簡は、出土位置から宮城の出入りに関係することが指摘されているが、(22)も同様に解釈できよう。

(23)～(31)は官人の勤務に関わるものである。いわゆる門号氏族が大半を占めており、衛門府の門部である可能性が高い。

このうち(23)～(25)は考選木簡である。(23)は「山マ宿祢夜マ」が「進大壺」から「追従八位下」に昇進したことを示す。公式令の位記式に類似した書式である。上半部は表裏が裂けてささくれているため現状では確認できないが、この部分の側面に穿孔があった可能性がある。(24)も考選木簡に特徴的な〇一五型式。〇一五型式の木簡としては、最古の事例となろう。(24)の下端は二次的に切断され、下半部はその際に表面が剝離している。四文字目は「マ」の可能性がある。(25)の「桑田」は丹波国桑田郡のことで、「佐伯連法師」の本貫地であろう。考選木簡の一種と考えられるが、こちらは側面ではなく、上端に小孔が穿たれている。

(20)～(31)は、衛門府官人の勤務管理に関わる木簡である。(20)の「官」は衛門府もしくは宮城門などで勤務にあたった日数、「使」は使者として派遣された日数を意味しよう。(27)は「八月一日」に「佐伯造正月」が山部門で、「山マ造万呂」も同門に勤務することを述べていると考えられる。佐伯氏が山部門を警備しており、宮城門号と門号氏族名が常に対応したわけではないことを示す。(28)～(31)は官人(門部)の名前を記したものであり、人名の右上にはカギ状の合点が付されている(30にはもうひとつ合点が施されている)。(28)～(31)は木簡の徹底的な廃棄処分により、大部分はわずかな記載しかとどめないが、(28)のような歴名様の木簡に由来する可能性が高い。(28)の「白上マ」は「白髪マ」のことと考えられる。

なお、この他にも人名を記した木簡は削屑を中心に大量に出土している。官人の勤務を掌る事務作業が日常的に行なわれていたことを示すものである。とくに門号氏族名は際立ち、大伴・佐伯・丹治比・壬生・山部・五百木部(伊福部)・海犬甘・県犬甘・若犬甘・玉手・的・建部などを現時点で確認している。

(32)～(34)は門号を記す木簡多数のうち、若干注意を要するものを掲げた。(33)は門号の下に数字を記したものの、宮城門に勤務する門部の数としては少ないため、勤務交替があった際などにその数を記したものとみるのが無難か。(33)の「山部宮門」は「山部門」のことであり、宮城門呼称の一端を示す。(34)の「県」は正字の「縣」である。

偏の「県」は削り取りの際に墨が失われているが、隣の「糸」は明瞭であり、「縣」とみて間違いない。平城宮では県犬甘(養)門の存在が確認されており、その起源については、藤原不比等による妻県犬養三千代の顕彰として平城遷都時に求める見解や、橘諸兄による母県犬養三千代の顕彰として恭仁遷都時に求める見解がある。しかし、(34)によって県犬養(甘)門という門号が藤原宮に存在した可能性がでてきた。ただし「小宮門」とあるから、いわゆる宮城十二門には含まれない可能性が考えられる。平城宮でも、東院地区の南門付近の溝SD一六〇四〇Bから「私門」というこれまで知られていなかった門号が書かれた木簡が出土している(本誌第二三号)。藤原宮から平安宮にかけて宮城門号は複雑な変遷をたどるが、今後は、宮城門以外にも門号がつけられている点を念頭において、検討を行なう必要性があらう。

(35)～(37)は仕丁・衛士の活動を示す木簡である。(35)は大型の材を用いている。「上」「下」は上番・下番、すなわち月の前半・後半を意味しよう。「干」は天平一七年(七四五)大粮申請文書にもみえ、カシハデ(廝丁)のことを意味する。石神遺跡から出土した七世紀の木簡に、カシハデのことを「干食」と表記したものがあり(『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』。以下『奈文研二〇〇三』)、膳夫人のことを「干食王后」と表記した法隆寺釈迦三尊光背銘も知られる。「干」は「干食」の省略形と考えられよう。(36)はカシハデの逃亡者などを

国別に記したもので、合点が付されている。(37)は逃亡・病気になった仕丁・衛士などの人数を記す。仕丁は各官司で雑役に従事したが、(38)にみえる「衛士」は、左右衛士府以外に衛門府にも勤務することになっていった(職員令衛門府条)。「続日本紀」大宝元年(七〇一)八月丙寅条には、衛士を増員し衛門府に配した記事がみえる。

(39) (40)は地名の書かれた削屑で、このほかにも多数出土している。考選木簡に記された官人の本貫地、あるいは仕丁・衛士などの出身国を記したものか。(39)の「軽坊」は新たに知られた藤原京の固有坊名であり、「林坊」「左京小治町」に次ぐ三例目。下ッ道と阿倍山田道が交差する付近の坊と考えられ、藤原京の範囲を示す史料としても重要である。「軽坊」の上の文字は「右」の可能性があり、その際には京が左右に分離した大宝元年以降の年代が与えられる。

(41) (44)は横材木簡。横材の削屑木簡も多い。完形のものがないため詳細は不明であるが、日付、物資の搬出にあたる官司名、物資とその数量、通過する門号などが書かれていたようである。門勝制の運用に関わる記録簡であろう。

(45)は武器の名前と数量を記した木簡。上端は折れ、左辺も割れている。先述のとおり、兵器十事以上を宮城門を越えて搬出入する際には、門勝制を適用することになっていた点が想起される。

(46)の「日向久湯評」は、日向国児湯郡に相当する。「久」(ク)と「児」(コ)の通用は、石神遺跡・平城宮跡から出土した難波津の

歌を記す習書木簡からも確かめられる(「奈文研二〇〇三」、本誌第二三号)。本木簡は下端を二次的に切断する。表裏は同筆とみてよいが、内容的に関連するかどうかは不明。「牛」は牛皮であろう。日向国には牛・馬の官牧が多く存在した。『日本書紀』持統三年正月壬戌条には、筑紫大宰は隼人一七四人・布五〇常・鹿皮五〇枚とともに牛皮六枚を献上したとあり、平城宮東院の東南隅部では日向国から牛皮四枚を貢進した際の荷札木簡二点が出土している(「平城宮発掘調査出土木簡概報」六)。牛皮三〇枚が宮城四隅疫神祭で幣帛として利用された可能性を含めて、多くの検討を要する。なお「平群マ」姓は、児湯郡に平群郷が存在することと関係しよう。

(47)は「某月某日記」と書き出す。同様の書式は、七世紀の石神遺跡出土木簡に多数あり、埼玉稻荷山鉄剣銘をはじめとする金石文でも認めることができ(「奈文研二〇〇三」、古い表現方法といえる)。

(48) (53)は荷札木簡であるが、全体に占める割合は比較的低い。(53)は「杖笞」の付札であるが、衛門府には物部が所属し、罪人の決罰にあたっていたことと関係するかもしれない。

(54) (60)は習書木簡など。(54)は(53)と関連するか。(55)は「衛門府」という語句を繰り返して記し、遺跡の性格を暗示する。「靱負」(ユゲヒ)と記した削屑も出土している。(56)は難波津の歌の全文を記す。

左辺が二次的に削られていた。「フユコモリ」とあるべき箇所が「泊由己母利」と記されている。「フユ」を「ハル」と戯れて「泊

「留」とした可能性も指摘されていたが、木簡をみるかぎり「由」を「留」と釈読するのは困難。「馬來田評」は後の上総国望陀郡。(57)の表面は『千字文』の冒頭部分を習書する。(58)(59)は「九坎」「療病」「帰忌」「遂陣」など、曆注の語句を記し、具注歴普及の一端を示す。(58)は裏面は割りのままの仕上げの荒い材を用いており、呪術的な用途に使用された可能性もある。(59)の「主」字は「壬」「生」のようにもみえるが、「主寸」(スグリ)と判断した。(60)は前白木簡の習書。削屑のなかにも前白木簡が含まれている。

(61)～(69)は土坑SK五〇三出土。(61)は下端折れ。「府」を衛門府と結びつけてよいかどうかは検討を要する。(62)は左辺が原形をとどめるのみである。「養物」は仕丁・衛士などに出身地から送られてきた資養物。「干秦」は干した鱒(ハタ。魚のヒレ)のことか。単位「古」は「籠」と同じである。(63)(64)は細長い材に人名を列挙する。(63)は上端折れ。(64)は上端・下端ともに折れである。(64)の「宇治」の上は「・」となっており、合点もしくは単なる墨付きか。(65)は上端・下端を二次的に折っている。「阿麻」は人名の一部であろう。(66)は下端折れのアワビの荷札木簡。表面の墨痕は極めて薄く判読しがたいが、一文字目は「戊」の可能性がある。「戊戌」(文武二年(六九八))となろう。「ツ良」は「連」(ツラ)でアワビの単位。(67)は下端折れの荷札。「円」は円座を意味するか。(68)は上端の両端がやや丸みを帯びた小型の木簡。(69)は細長い材に小さな文字で書かれ

た習書木簡。上端に焼痕があるが、削り面がはつきりしており、原形は保たれていると思われる。下端は折れ。

このようにSK五〇三出土の木簡には、SG五〇一に大量に含まれていた衛門府に関わる木簡は明瞭な形では確認できない。廃棄主体の違いを反映している可能性があるかも知れない。

(70)～(76)は中世堆積層の木簡。(70)は下端が折損し、左右辺は一部欠損する。上申の文書木簡であろう。(71)は上端折れ。門号と数字を記しており、(32)(33)と同類と思われる。(72)は上端・下端ともに折れ、右辺は二次的整形を被っている。歴名簡であろう。(73)は上端折れ。門号氏族である佐伯氏に関するものである。(74)の「味八間王」は、『続日本紀』養老三年正月乙巳条に、正四位下で卒したことがみえる。別勅賜物の送り状であろうか。(75)は下端折れの荷札木簡。(76)は「論語」学而篇の一節である。

以上のように、主としてSG五〇一出土木簡から、大宝初年頃の左京七条一坊西南坪の近辺に衛門府が存在した可能性が高いことが読みとれる。木簡以外の遺物としても、SG五〇一から三点、中世堆積層から六点出土した的状木製品が注目される。不整な円形板の片側に墨で同心円を描いたもので、直径は一〇～一六cm前後、厚さは約1cm。矢が刺さった痕がある。いずれも割れており、完形品はない。衛門府の官人が武芸に励んでいた様子を彷彿とさせる。

前述のように、今回SG五〇一から出土した木簡には、左京七条

一坊東南坪で出土した木簡と類似するものが含まれている。同坊は四町占地の可能性が指摘されており、藤原宮期の宮外官司の実態を探る上でも、同坊の本格的な調査を期待したい。

9 関係文献

奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇二』(二〇〇二年)

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一六、一七(二〇〇二年、二〇〇三年)

(市 大樹)

